

## (10)－1 給油取扱所の基準

給油取扱所とは、給油設備で自動車等に危険物を給油する施設をいう（ガソリンスタンド等）。

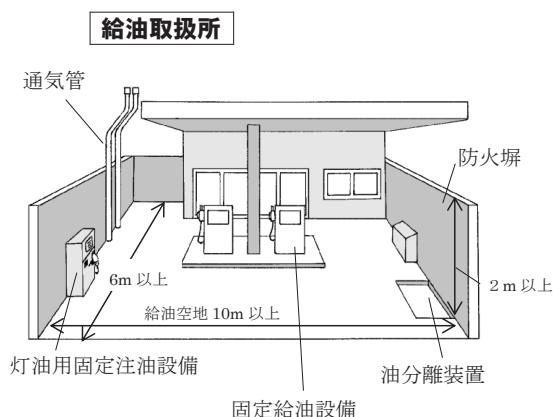
給油取扱所では、給油空地（自動車等の給油のための出入りのスペース）と注油空地（灯油、軽油等の詰替えのためのスペース）を設ける。

### ①位置の基準

- ・保安距離、保有空地は必要ない。

### ②構造・設備の基準

- ・間口 **10m** 以上、奥行き **6m** 以上の給油空地を設ける。
- ・地盤面下に、専用タンク又は容量 **10000ℓ** 以下の廃油タンクを埋設できる。
- ・漏れた危険物が浸透しないように排水溝、油分離装置等を設ける。
- ・全長 **5m** 以下のホースを取り付け、先端には静電気を除去する装置を設ける。
- ・周囲には、火災による被害の拡大を防止するための高さ **2m** 以上の防火塼又は壁を設ける。



### <ポイント> 給油取扱所に設けることができる建築物

- 1) 給油や詰替えの作業場
- 2) 事務所、店舗、飲食店又は展示場
- 3) 点検、整備、洗浄を行う作業場
- 4) 関係者（所有者、管理者、占有者）が居住する住居

### ③取扱いの基準

- ・給油するときは、固定給油設備を使用して**直接給油**する。
- ・給油するときは、自動車の**エンジンを停止**して行う。
- ・給油空地から自動車等がはみ出した状態で給油しない。
- ・専用タンクに危険物を注入するときは、タンクに接続する給油設備の使用を中止し、自動車等をタンクの注入口に近づけないこと。

## (10)－2 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（セルフスタンド）の基準

いわゆるセルフスタンドのことをいう。基本的には、給油取扱所と同様の基準が適用されるが、次の特例基準が設けられている。

- ・セルフスタンドである旨を表示する。
- ・1回の連続した給油量及び給油時間の上限を設定できる構造にする。
- ・燃料タンクが満量になった時自動的に給油を停止する構造にする。
- ・顧客自ら行う給油作業等を監視、制御するための制御卓（コントロールブース）を設ける。
- ・**顧客用固定給油設備、顧客用固定注油設備でのみ**、給油、注油を行う。
- ・顧客の給油作業等は**直視で監視**する。
- ・顧客の給油作業等が終了した場合は、給油作業等ができない状態にする。
- ・顧客と会話ができる装置を設け、必要な指示を出す**放送機器**を設ける。

### (11) 販売取扱所の基準

販売取扱所とは危険物を容器入りのまま販売する施設をいう。

- ・販売取扱所には、第1種販売取扱所と第2種販売取扱所がある。
- ・第1種販売取扱所は取り扱う危険物の指定数量の倍数が**15以下**のものをいう。
- ・第2種販売取扱所は取り扱う危険物の指定数量の倍数が**15を超え40以下**のものをいう。

#### ①位置の基準

- ・保安距離、保有空地は必要なし。

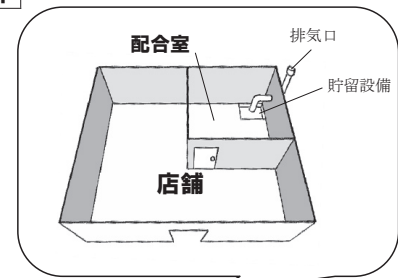
#### ②構造・設備の基準

- ・店舗は建築物の1階に設ける（**2階には設置できない**）。
- ・危険物を配合する室を設けることができる。
- ・窓の位置
  - 1) 第1種販売取扱所……窓を設けることができる。位置は限定されない。
  - 2) 第2種販売取扱所……窓の位置は、延焼の恐れのない部分に限り設けることができる。

#### ③取扱いの基準

- ・容器に収納し、容器入りのままで販売する。顧客が持参した容器に入れる等小分けして販売することはできない。

#### 販売取扱所



### (12) 移送取扱所の基準

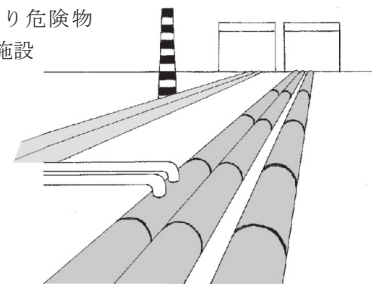
移送取扱所とは配管やポンプ等で危険物を移送する施設をいう。

#### ①位置・構造・設備の基準

- ・保安上設置してはならない場所が定められている。  
例) 河川区域、水路敷、震災時の避難空地、鉄道、トンネル内等

#### 移送取扱所

配管等により危険物を輸送する施設



### (13) 一般取扱所の基準

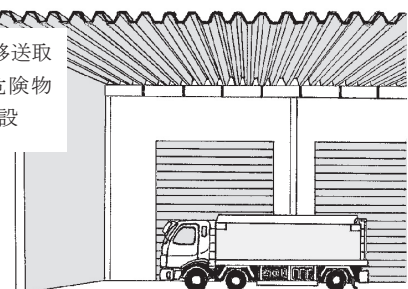
一般取扱所とは給油・販売・移送取扱所以外で危険物を取り扱う施設をいう。

#### ①位置・構造・設備の基準

- 製造所の基準と同じ
- ・一般取扱所には危険物の取扱いの形態、数量等により「基準の特例」がある。

#### 一般取扱所

給油・販売・移送取扱所以外で危険物を取り扱う施設



◆さまざまな取扱所

- ・吹付塗装作業等の一般取扱所
- ・洗浄作業の一般取扱所
- ・ボイラー等で危険物を消費する一般取扱所
- ・充填の一般取扱所
- ・詰替えの一般取扱所

<ポイント> 保有空地と保安距離のまとめ

	保安距離	保有空地
製造所	○	○
屋内貯蔵所	○	○
屋外タンク貯蔵所	○	○
屋内タンク貯蔵所	×	×
地下タンク貯蔵所	×	×
簡易タンク貯蔵所	×	○※1
移動タンク貯蔵所	×	×
屋外貯蔵所	○	○
給油取扱所	×	×
販売取扱所	×	×
移送取扱所	×	○※2
一般取扱所	○	○

※1 簡易タンクを屋外に設置する場合（1m以上の空地）。

※2 地上に設置する場合

12 ある施設のうち、  
7 施設必要！！



<こう覚えよう！> 保安距離が必要な施設の覚え方

意 外 や 意 外 ！ ？ 性 格 の 内 気 な 保 安 官  
↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓  
一 般 、 屋 外 、 屋 外 タ ン ク 、 製 造 所 、 屋 内 、 保 安 距 離



<こう覚えよう！> 保有空地が必要な施設の覚え方

5 つ 星 の 保 安 官 、 向 こ う の 空 き 地 へ 簡 単 に 移 送 ！！  
↓ ↓ ↓ ↓ ↓  
保 安 距 離 を 必 要 と す る 5 施 設 、 保 有 空 地 簡 易 タ ン ク 移 送



## 8. 標識と掲示板

### (1) 標識

①製造所等の区分を表す標識

幅：0.3m以上、長さ：0.6m以上、地は白色、文字は黒色

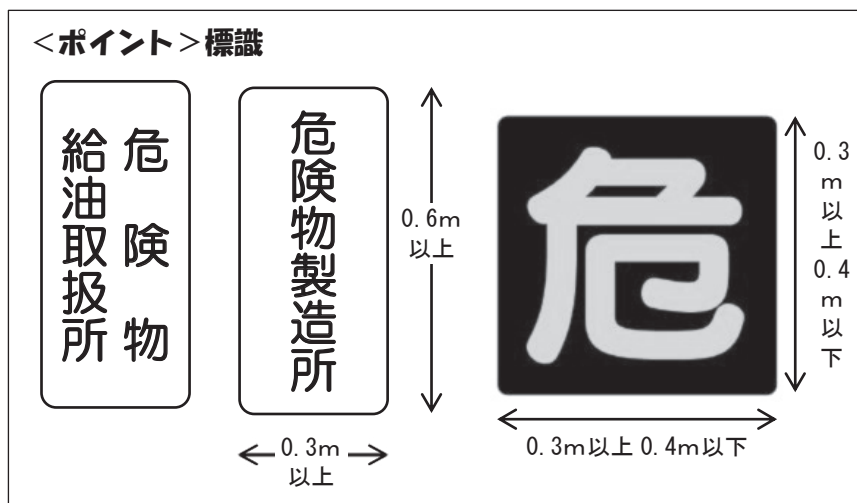
②移動タンク貯蔵所に掲げる標識

縦・横：各 0.3m以上、0.4m以下の正方形  
地は黒色、黄色の反射塗料等で「危」の文字

③運搬車両に掲げる標識

縦・横：各 0.3m

地は黒色、黄色の反射塗料等で「危」の文字



### (2) 掲示板

①製造所等に掲げる掲示板

幅 0.3m以上、長さ 0.6m以上、地は白色、文字は黒色

記載内容：危険物の類別、品名、貯蔵・取扱いの最大数量、指定数量の倍数、危険物保安監督者の氏名又は職名

<ポイント>掲示板①

危険物の類	第4類
危険物の品名	第1類石油類（ガソリン）
貯蔵又は取扱最大数量	10,000ℓ
指定数量の倍数	50倍
危険物保安監督者氏名又は職名	危険物太郎

②危険物の注意事項を表示する掲示板 幅 0.3m以上、長さ 0.6m以上

記載内容：「火気厳禁」「火気注意」「禁水」「給油中エンジン停止」等  
危険物の区分と注意事項の内容：以下参照